



令和6年3月27日

報道機関 各位

<タイトル>

鴨川市子ども家庭センターの供用開始について

<リード文（またはサブタイトル）>

総合保健福祉会館（ふれあいセンター）内に、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的相談支援を行う機関として「鴨川市子ども家庭センター」を4月からオープンします。

<本文>

改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉法)と子育て世代包括支援センター(母子保健法)の機能に加え、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的な相談支援を行う機関として「子ども家庭センター」の設置が努力義務化されたことを受け、鴨川市でも、母子保健・児童福祉の連携強化の一層の推進とともに、新たな子ども・子育て支援の拠点として、鴨川市総合福祉会館の一部を改修、「鴨川市子ども家庭センター」として整備し、令和6年4月1日にオープンします。

この改修工事は、総事業費が31,735,000円で、令和5年11月25日から令和6年3月25日までを工期として「令和5年度千葉県新たな子育て家庭支援の基盤整備支援事業費補助金」(25,901,000円)を活用して実施したものです。主な改修箇所として、乳幼児と保護者同士の交流スペースとなる「プレイルーム」のほか、授乳や乳幼児と保護者の休憩等が可能となる「授乳室」、さらには、子どものさまざまな悩みや保護者の困りごとなどの相談スペースとなる「相談室」を2部屋、トイレには幼児用便器やおむつ交換台を設置します。

## ■ オープン後の具体的な業務

### ▽健康推進課の業務から

- ・妊娠届出時の母子健康手帳の交付
- ・出産後の乳児家庭全戸訪問事業による相談支援等
- ・経済的支援として行っている出産子育て応援事業による出産子育て応援給付金の支給業務
- ・乳幼児検診
- ・歯科口腔保健事業 など

### ▽子ども支援課の業務から

- ・ひとり親家庭の方の経済的自立を支援するための貸付相談
- ・家事や育児の相談
- ・親子関係や子どもの不登校などの相談、アドバイス
- ・虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童の早期発見や適切な保護を図る為に設置している、要保護児童対策地域協議会の事務局を担い、児童相談所や警察署等の関係機関との情報共有・調

## 整や連携体制の構築

オープンに当たり、子ども支援課の組織改編を行い、同課には「子ども支援係」と「子ども家庭センター」の1係1センターを配置します。市では、子育て世代を中心に多くの方に利用していただき「さまざまな問題や悩みを1人で抱えることなく相談してもらいたい」、「日頃の育児の息抜きや仲間づくりに利用してもらいたい」としています。

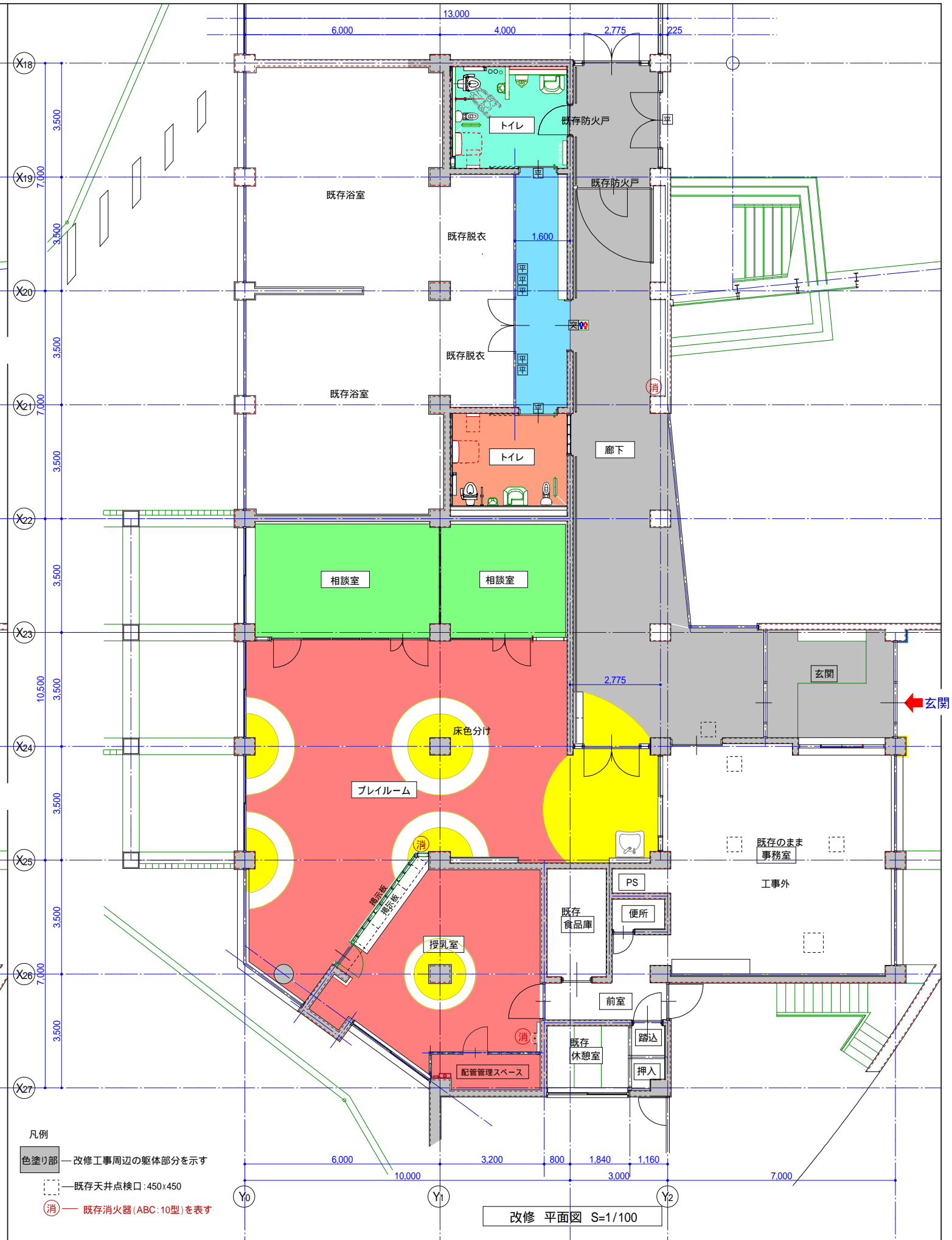
### 問い合わせ

市民福祉部 子ども支援課 担当：田中

TEL:04-7093-7113 FAX:04-7093-7115

市民福祉部 健康推進課 担当：角田

TEL:04-7093-7111 FAX:04-7093-7115



鴨川市子ども家庭センター平面図

縮尺